

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年8月30日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年8月12日静岡県告示第795号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
榎田とらゑ	榛原郡川根本町奥泉字於鶴作り 34 の 1	川根本町役場
坂本仁	榛原郡川根本町奥泉字於鶴作り 34 の 1	川根本町役場
泉谷幸雄	榛原郡川根本町奥泉字於鶴作り 34 の 1	川根本町役場
滝浪祥司	榛原郡川根本町奥泉字於鶴作り 34 の 1	川根本町役場
中村金次	榛原郡川根本町奥泉字於鶴作り 34 の 1	川根本町役場
朝比奈成子	榛原郡川根本町奥泉字於鶴作り 34 の 1	川根本町役場
望月金利	榛原郡川根本町奥泉字於鶴作り 34 の 1	川根本町役場